

## 1 環境会計とは

環境会計とは、環境保全の取り組みにどれだけのコストをかけ、その結果CO<sub>2</sub>排出量や廃棄物などの環境負荷をどれだけ削減できたかを可能な限り定量的（貨幣単位又は物量単位で表示）に算出する仕組みです。

水道局では、お客様の水道料金の一部が環境対策にどのように使用され、どのような効果をあげているのかを明らかにするため、平成14年度から環境会計を導入しています。

- ① **環境保全コスト**：環境保全対策のための投資額及び費用額です。
- ② **環境保全効果**：環境保全対策に取り組んだ結果、環境負荷をどれだけ削減できたかをなるべく定量的に算出しています。
- ③ **環境保全対策に伴う経済効果**：環境保全対策を講じたことにより、講じなかった場合と比べて節減できた（発生しなかった）と認められる費用額です。

項目により、次の2通りの整理をしています。

- i) 環境保全対策に取り組んだ結果、取り組まなかった場合と比較して節減できたと認められる費用。省エネルギーを実施したことによる電気料金の削減額や、工事方法の変更による工事費の縮減などです。
- ii) 環境保全対策に取り組んだことで発生しなかったと認められる費用（環境保全対策に取り組まなかった場合にかかる想定される費用）。

## 2 環境会計（平成22年度決算）の概要

平成22年度の環境保全コスト（費用額）は約13億8千5百万円でした。

対策の結果、CO<sub>2</sub>排出量1,281 t 削減、建設発生土86,224m<sup>3</sup>削減などの環境保全効果が得られました。また、浄水場発生土25,208 t をセメント原料などへ有効利用し、有効利用率は100%でした。低排出ガス車の公用車への導入率は平成21年度より2.1%向上し、60.2%となりました。

一方、環境保全対策に伴う経済効果は、約10億5千万円となりました。

## 3 環境会計（平成22年度決算）作成基本方針

- (1) 対象範囲  
水道事業全体の平成22年度決算を対象とする。
- (2) 対象項目  
環境保全に資するすべての事業を対象とする。
- (3) 環境保全コスト
  - ① 環境保全対策のための投資額及び費用額とする。
  - ② 環境保全対策のための経費とそれ以外の目的のための経費とに明確に区分することが困難なものは、「合理的な基準による按分」又は「簡便な基準による按分」により算定する。
  - ③ 人件費は、事業に直接係わるもので、算出が可能なものを計上する。
  - ④ 減価償却費は、計上する。
- (4) 環境保全効果
  - ① 環境保全対策を実施することによる環境負荷の低減量や資源の有効利用量について、当該対策を実施しなかった場合との比較により算定する。
  - ② 二酸化炭素排出量の算出は次による。  
電気使用によるもの：電力使用量（kWh）× 電気事業者別排出係数（経済産業省及び環境省公表）  
電気以外のエネルギー使用によるもの：地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条による
- (5) 環境保全対策に伴う経済効果
  - ① 環境保全対策に取り組んだ結果、取り組まなかった場合と比較して節減される費用または、環境保全対策に取り組んだことで発生しなかった費用を計上する。
  - ② できる限り客観的で確実な根拠に基づいて算出される実質的な効果について計上する。
- (6) その他
  - ① 環境省作成の「環境会計ガイドライン（2005年版）」を参考に作成する。
  - ② 金額は、税抜きとする。